## ○ 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)

ないものは、これを加える。 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線

(心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者	ことができない者とする。 に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う 内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切 所は発の三 法第五条第二項第九号イ及び同項第十号ハ(1)に規定する )	い者とする。 い者とする。 い者とする。 い者とする。	改 正 後
	[条を加える。]	[条を加える。]	改 正 前

,

て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とは、精神の機能の障害により信託契約代理業を適正に行うに当たっ第七十二条の二 法第七十条第一号イに規定する内閣府令で定める者

[条を加える。

こって公要な忍印、判断及び意思東重を薗刃こううことができない機能の障害により信託契約代理業に係る職務を適正に執行するに当4 法第七十条第二号ロ⑴に規定する内閣府令で定める者は、精神の

者とする。 たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないれてで呼ばれ、

とができない者)(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するこ

を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務第八十条の二。法第八十五条の二第一項第四号イに規定する内閣府令

[条を加える。

(割合の算定)

に行うことができない者とする。

ある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がする業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定第八十条の二の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、

(割合の算定)

場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書質において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議があるの申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する第八十条の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項

等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、 当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程 うものとする。 送付した場合には、最も遅い日。 に規定する信託会社等をいう。 が付されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項 適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由 される事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に 第三項の規定によりその内容とするものでなければならないことと 掲げる事項を除く。 その他の手続実施基本契約の内容 見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項 五第二項において「全ての信託会社等」という。)の数で除して行 金融庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の )その他の業務規程の内容(法第八十五条の七 以下この章において同じ。)の数を 第八十条の四において同じ。)に (法第八十五条の七第二項各号に 又は

(信託会社等に対する意見聴取等)

便を考慮して定めること。

一説明会を開催する日時及び場所は、全ての信託会社等の参集の

申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を 」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その 二項において「すべての信託会社等」という。)の数で除して行う 庁長官により公表されている信託会社等(次条及び第八十条の五 するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が 項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされ る事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第八十五条の七第三 他の手続実施基本契約の内容 交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付 定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。 されたものに限る。)を述べた信託会社等(法第二条第十五項に規 る事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合 ものとする。 した場合には、最も遅い日。 第八十条の四において同じ。 (法第八十五条の七第二項各号に掲げ の数を当該 )に金融

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 [同上]

の便を考慮して定めること。 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参

「イ~ハ略」

三「略」

に掲げる事項の全てを記載しなければならない。 2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
- 一 全ての信託会社等の説明会への出席の有無
- 一全ての信託会社等の意見書の提出の有無

[四·五 略]

付するものとする。 前項の書類には、信託会社等から提出を受けた全ての意見書を添

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 [略]

2 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類

は、次に掲げる書類とする。

- して交付し、又は送付した業務規程等 第八十条の三第一項第二号の規定により全ての信託会社等に対
- 二 全ての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した

規程等」という。)を交付し、又は送付すること。 書面及び業務規程(次条及び第八十条の五第二項において「業務説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の二 当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説

[イ〜ハ 同上]

三同上

に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。 2 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、

次

- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての信託会社等の説明会への出席の有無
- 三 すべての信託会社等の意見書の提出の有無

[四・五 同上]

添付するものとする。 前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を

第八十条の五 [同上]

(指定申請書の添付書類

2 同上

対して交付し、又は送付した業務規程等一第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に

二 すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付し

				무네						3		
	法第五条第二項第八 号イの規定に該当す ることとなった場合 	略]	届出事項	別表第三(第四十八条第二項関係)	[五~八 略]	当しない者であるこ署の証明書(役員が	四役員が法第八十五	[一〜三の二 略]	は、次に掲げる書類とする。		三[略]	年月日及び方法を証する書類
	一 該当者氏名 第八号イの規定に 第八号イの規定に な当することとな		記載事項	- 東二項関係)		当しない者であることを当該役員が誓約する書面)署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、	五条の二第一項第四号		とする。	第二項第七号に規定す		証する書類
			添付書類		:: : : :	する書面) い場合には、同号口に該	役員が法第八十五条の二第一項第四号口に該当しない旨の官公			法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類		
_				別		- P/A				3		
	[正回]	[同上]	届出事項	別表第三(第四十八条第二項関係)		イ及び口に該当したの官公署の証明書	四役員が法第八十五	[一〜三の二 同上]		[同上]	三 [同上]	た年月日及び方法を証する書類
	-		記載事項	- 現関係)		ない者であることを当該役員が誓約する書(役員が日本の国籍を有しない場合には、	4条の二第一項第四号					で証する書類
	保佐開始の審判に関後見開始の審判又は		添付書類			ない者であることを当該役員が誓約する書面)(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号	役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及び口に該当しない旨					

		別					別	
	届出事項	別表第五(第五十三条第五項関係)	[略]	表第五条第二項第八 号イの規定に該当す ることとなった場合 	[略]	届出事項	別表第四の二(第五十	
-	記載事項	<b>界五項関係)</b>		一 該当者氏名 第八号イの規定に 第八号イの規定に さい た年月日及び理 のた年月日及び理	T	記載事項	(第五十一条の九第二項関係)	
-	添付書類					添付書類		
		別			I		另(	
	届出事項	別表第五(第五十三条第五項関係)	[電斗]	[同上]	同上]	届出事項	別表第四の二(第五十	同上
-	記載事項	<b>弗五項関係)</b>		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		記載事項	一条の九第二項関係)	
-	添付書類			後見開始の審判又は		添付書類		

			別		
法第五条第二項第八 号イの規定に該当す -	[略]	届出事項	別表第八(第六十三条第二項関係)	[略]	「略」 号イの規定に該当することとなった場合。
った年月日及び理 第八号イの規定に 法第五条第二項	7           	記載事項	7二項関係)		
		添付書類		1 1 1 1 1 1	
	_ +		」  別		
同上	[同上]	届出事項	別表第八(第六十三条第	同上	同同民
元 マ ス は 後 ま り 保 見	 	記載事項	第二項関係)		- L
を受けた年月日とは保佐開始審判を受けた年月日を受けた年月日の審判の審判				1 1 1	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

